

社会保険料控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に

今年1月1日～12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告の際に、全額が社会保険料控除の対象となります。

控除を受けるためには、保険料の納付を証明する書類の添付が義務付けられています。このため、納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から送付されます。大切に保管し、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付者本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添えて申告してください。

●証明書の送付時期

- 1月1日～9月30日に納付した人
→10月下旬から11月上旬に送付
- 10月1日～12月31日に納付した人
→23年1月下旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するご質問は、はがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】

- 松山西年金事務所
☎089(925)5105
- 住民福祉課 住民班
☎0893(44)2111

省エネの“こつ”を学びませんか 「内子発環境会議」を開きます

町内で活動する3つの環境保全団体(NPO法人環境NPOサン・ラブ、クリーン小田の会、すみれ会)が主体となり、毎年開いている「内子発環境会議」。

7回目を迎える今回は、内子町も協力し、五十崎地区で開催します。講演会のほか、愛媛県環境基本計画の説明や、身近な環境活動についてのグループ討議などを行う予定です。ぜひ、ご参加ください。



昨年の様子

- 日時 11月13日(土)
午後1時30分～4時30分
- 場所 五十崎風博物館
- 参加費 無料
- テーマ
「家庭で取り組めるCO₂排出削減
～省エネ実践者からの報告～(仮題)」
- 講師
くらしを見つめる会(高知市)
代表 内田^{ようこ}洋子さん
- 参加申込 11月5日(金)までに電話・FAXまたはメールでお申し込みください。

【申込・問い合わせ】

- 〒795-0392 内子町平岡甲168番地
産業建設課 環境整備班
- ☎0893(44)2111
fax0893(43)1912
- ☐kankouseibi-s@town.uchiko.ehime.jp